

議案第 9 4 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）の改正に伴い、関係条例を整理する必要があるので、本案を提出する。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

(瑞穂町職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 瑞穂町職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 2 項中「、第 4 項及び第 9 項」を「及び第 4 項」に改める。

第 1 6 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 1 6 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(瑞穂町消防団員の定員、任免、給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 瑞穂町消防団員の定員、任免、給与等に関する条例（昭和 5 2 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（瑞穂町産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防に関する条例の一部改正）

第3条 瑞穂町産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防に関する条例（平成13年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第26条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（行政不服審査法施行条例の一部改正）

第4条 行政不服審査法施行条例（平成28年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（瑞穂町個人情報保護法施行条例の一部改正）

第5条 瑞穂町個人情報保護法施行条例（令和4年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第5項から第7項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（瑞穂町個人情報保護審査会条例の一部改正）

第6条 瑞穂町個人情報保護審査会条例（令和4年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「（行政不服審査法の準用）」に改め、同条中「前2条」を「前3条」に改める。

第11条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（瑞穂町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第7条 瑞穂町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第1条中瑞穂町職員の給与に関する条例第4条の2第2項の改正規定及び第6条中瑞穂町個人情報保護審査会条例第8条の改正規定は、公布の日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。以下「懲役」という。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（瑞穂町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第3条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の瑞穂町職員の給与に関する条例第16条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第1条による改正

瑞穂町職員の給与に関する条例 新旧対照表

新	旧
第1条から第4条 略 第4条の2 略 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定による承認を受け、同条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額、第3条第1項並びに前条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。 第5条から第16条 略 (期末手当の不支給) 第16条の2 略 (1)(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (期末手当の一時差止め) 第16条の3 略	第1条から第4条 略 第4条の2 略 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定による承認を受け、同条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額、第3条第1項並びに前条第1項、第2項、<u>第4項及び第9項</u>の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。 第5条から第16条 略 (期末手当の不支給) 第16条の2 略 (1)(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (期末手当の一時差止め) 第16条の3 略

(1)離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 略 3 略 (1)一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)(3) 略 4から6 略 第17条から第23条 略 別表第1から別表第4 略 <u>附 則</u> (<u>施行期日</u>) <u>第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第1条中瑞穂町職員の給与に関する条例第4条の2第2項の改正規定及び第6条中瑞穂町個人情報保護審査会条例第8条の改正規定は、公布の日から施行する。</u> (<u>罰則の適用等に関する経過措置</u>) <u>第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。</u> 2 <u>この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例</u>	(1)離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 略 3 略 (1)一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)(3) 略 4から6 略 第17条から第23条 略 別表第1から別表第4 略
--	--

によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(有期のものに限る。以下「懲役」という。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(瑞穂町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の瑞穂町職員の給与に関する条例第16条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第1号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第2条による改正

瑞穂町消防団員の定員、任免、給与等に関する条例 新旧対照表

新	旧
第1条から第3条の2 略 (欠格条項) 第4条 略 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 略 第5条から第15条 略 <u>附 則</u> (施行期日) <u>第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第1条中瑞穂町職員の給与に関する条例第4条の2第2項の改正規定及び第6条中瑞穂町個人情報保護審査会条例第8条の改正規定は、公布の日から施行する。</u> (罰則の適用等に関する経過措置) <u>第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。</u> <u>2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(有期のものに限る。以下「懲役」という。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。</u>	第1条から第3条の2 略 (欠格条項) 第4条 略 (1) 禁錮 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 略 第5条から第15条 略

以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(瑞穂町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の瑞穂町職員の給与に関する条例第16条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第1号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第3条による改正

瑞穂町産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防に関する条例 新旧対照表

新	旧
第1条から第25条 略 (罰則) 第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)から(4) 略 第27条から第29条 略 附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第1条中瑞穂町職員の給与に関する条例第4条の2第2項の改正規定及び第6条中瑞穂町個人情報保護審査会条例第8条の改正規定は、公布の日から施行する。 (罰則の適用等に関する経過措置) 第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「<u>刑法等一部改正法</u>」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「<u>旧刑法</u>」という。)第12条に規定する懲役(有期のものに限る。以下「<u>懲役</u>」という。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「<u>禁錮</u>」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16	第1条から第25条 略 (罰則) 第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)から(4) 略 第27条から第29条 略

条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)
が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は
禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同
じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び
短期を同じくする拘留とする。

(瑞穂町職員の給与に関する条例の一部改
正に伴う経過措置)

第3条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部
を改正する法律の施行に伴う関係法律の整
理等に関する法律(令和4年法律第68号)並
びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の
刑(死刑を除く。)が定められている罪につ
き起訴をされた者は、第1条の規定による改
正後の瑞穂町職員の給与に関する条例第16
条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び
第3項(第1号に係る部分に限る。)の規定の
適用については、拘禁刑が定められている
罪につき起訴をされた者とみなす。

第4条による改正

行政不服審査法施行条例 新旧対照表

新	旧
第1条から第9条 略 (罰則) 第10条 第5条の規定に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第1条中瑞穂町職員の給与に関する条例第4条の2第2項の改正規定及び第6条中瑞穂町個人情報保護審査会条例第8条の改正規定は、公布の日から施行する。 <u>(罰則の適用等に関する経過措置)</u> 第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「<u>刑法等一部改正法</u>」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「<u>旧刑法</u>」という。)第12条に規定する懲役(有期のものに限る。以下「<u>懲役</u>」という。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「<u>禁錮</u>」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「<u>旧拘留</u>」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は	第1条から第9条 略 (罰則) 第10条 第5条の規定に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(瑞穂町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の瑞穂町職員の給与に関する条例第16条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第1号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第5条による改正

瑞穂町個人情報保護法施行条例 新旧対照表

新	旧
第1条から第7条 略 附 則 第1条及び第2条 略 (経過措置) 第3条 略 2から4 略 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報(個人の秘密に属する事項を含むものに限る。)を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)から(3) 略 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 7 第4項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 8 略 第4条 略	第1条から第7条 略 附 則 第1条及び第2条 略 (経過措置) 第3条 略 2から4 略 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報(個人の秘密に属する事項を含むものに限る。)を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)から(3) 略 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 7 第4項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 8 略 第4条 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第1条中瑞穂町職員の給与に関する条例第4条の2第2項の改正規定及び第6条中瑞穂町個人情報保護審査会条例第8条の改正規定は、公布の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(有期のものに限る。以下「懲役」という。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(瑞穂町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の

刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の瑞穂町職員の給与に関する条例第16条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第1号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第6条による改正

瑞穂町個人情報保護審査会条例 新旧対照表

新	旧
第1条から第7条 略 <u>(行政不服審査法の準用)</u> 第8条 審査会の開示決定等に係る審査請求についての調査審議については、<u>前3条</u>に定めるところによるほか、行政不服審査法第81条第3項の規定により読み替えて準用する同法第5章第1節第2款(同項において準用する同法第74条の規定については法第106条第2項の規定により読み替えられた規定とし、行政不服審査法第78条中交付の請求に係る部分を除く。)の定めるところによる。 第9条及び第10条 略 (罰則) 第11条 第4条第4項の規定に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 第1条 この条例は、<u>令和7年6月1日から施行する。ただし、第1条中瑞穂町職員の給与に関する条例第4条の2第2項の改正規定及び第6条中瑞穂町個人情報保護審査会条例第8条の改正規定は、公布の日から施行する。</u> <u>(罰則の適用等に関する経過措置)</u> 第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、<u>なお従前の例による。</u> 2 この条例の施行後にした行為に対して、<u>他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合に</u>	第1条から第7条 略 <u>(審査会の調査審議の手續)</u> 第8条 審査会の開示決定等に係る審査請求についての調査審議については、<u>前2条</u>に定めるところによるほか、行政不服審査法第81条第3項の規定により読み替えて準用する同法第5章第1節第2款(同項において準用する同法第74条の規定については法第106条第2項の規定により読み替えられた規定とし、行政不服審査法第78条中交付の請求に係る部分を除く。)の定めるところによる。 第9条及び第10条 略 (罰則) 第11条 第4条第4項の規定に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(有期のものに限る。以下「懲役」という。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(瑞穂町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の瑞穂町職員の給与に関する条例第16条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第1号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第7条による改正

瑞穂町議会の個人情報の保護に関する条例 新旧対照表

新	旧
目次 略 第1章から第5章 略 第6章 罰則 第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第56条及び第57条 略 <u>附 則</u> (施行期日) <u>第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第1条中瑞穂町職員の給与に</u>	目次 略 第1章から第5章 略 第6章 罰則 第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第56条及び第57条 略

関する条例第4条の2第2項の改正規定及び第6条中瑞穂町個人情報保護審査会条例第8条の改正規定は、公布の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(有期のものに限る。以下「懲役」という。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(瑞穂町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。))が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の瑞穂町職員の給与に関する条例第16条の3第1項(第1号に係る部分に限る。))及び第3項(第1号に係る部分に限る。))の規定の適用については、拘禁刑が定められている

罪につき起訴をされた者とみなす。